

一一一 世紀犯罪学の展望 (二)

より小さくなる惑星のための犯罪、刑事司法、犯罪学

一一一世紀へのいくつかの覚え書き

フランクリン・E・ズイムリング 著

竹村 典良 訳

ハーディング (Richard Harding) 教授博士からのパース訪問の要請は、たとえ彼が私に課す仕事が人前で未来を予測するという高いリスクを伴うものであるとしても、常に抗しがたく心を引き付けるものがある。これは慎重な者の履歴書に見出される仕事ではない。しかしながら、パースへの旅行で、聴衆が寛大で気持ちの良い仲間であることから、私はここにいる。

私は、西欧、大部分の英連邦諸国、米国、日本のような先進世界と呼ばれる国々における犯罪と刑事司法について、四〇分ほど真摯に検討したい。他の国々にも言及するであろうが、それらは大部分私のレーダー・チャートの範囲外にある。私の方法論には二つの特徴があり、それが意味することは、私の推測の大部分が次世代の先進諸国に関する二種類の仮説を立てることから生まれるということである。第一の仮説は、主要な先進諸国において社会的経済的趨勢が継続するということである。経済成長、情報経済への移行、収入の著しい不平等、加速し続ける流動性、広範囲

にわたって強化されたコミュニケーションのように、これまで見られそして現在も見られる変化の類型が今後も継続するであろう。富裕者は遙かに富裕になり、中流階級は若干暮らし向きがよくなるであろう。しかしながら、これは革命の素材となることはなく、自由民主主義がなんとか生き続けるであろう。

第二の仮説は、先進世界の文化と経済が相互依存を遙かに著しく高めるであろうということである。パースにあるすべての銀行の機械において、カリフオルニアの小さな銀行にある私の口座の残高を知ることができる。香港における不動産市場の不景気はシアトルの航空機産業の労働者を極めて迅速に害する。テレビ、映画、インターネット、ビデオは文化的な相互依存の媒体である。航空機、電話、インターネットは個人の機動性を高める道具である。国際的な資本の流動、地球規模のビジネスと取引は貿易と通商を均質化する。今や、私が来る十年間ばかりではなく過去十年間にについても話していることに気付かれるだろう。このように、未来を予測することは過去を解釈する一つの方法である。

犯罪

これらは犯罪行為の様式と動向に対してどのような意味をもつのであろうか。第一に、いかなる国の動向も一般的といふよりは特有な傾向を示すと思われる。一般的な動向は犯罪が増加しているか減少しているかであり、個々の犯罪は時間的来歴の重要な部分ではない。米国の統計を見ると、一般的な犯罪率と殺人率の間の正の関係、すなわち一般化された動向の一例が示されている。他方、オーストラリアの統計を見ると、殺人は変動して動向が定まらないが、窃盗は継続して増加しており、動向の特殊性を示す重要な例が示されている。

オーストラリアのパターンはより典型的なものである (Zimring and Hawkins 1997, Chapter 2)。ヨーロッパにおける過去三十年間の動向を見ると、財産犯が増加しているのに対し、暴行致死(lethal violence)は長期的には増減が一定していない。いやそれどころかわずかに減少している。社会経済状況が先進諸国において悪化しないのであるならば、個々の犯罪の動向は一般化された増減の動きよりも重要になるであろう。

二ヶ国以上にわたる対人暴力(interpersonal violence)率の大きな差異は、窃盗率の差異と比べ、より長期にわたつて存続し続けることが予測できるであろう。なぜなら、同種の個人財産は同タイプの安全対抗手段とともに流通するであろうからである。現金自動出入機が犯罪を減じるネットであるならば、シドニーとセビリアで設置されるであろう。ラップトップコンピュータが窃盗を誘発する極めて高価なものであるならば、ラップトップ革命はワルシャワとウェリントンで窃盗率を著しく高め、これらの場所における窃盗率はより近似なものとなるであろう。暴力率は文化の副産物としての特徴を強めるであろう。

国際的な物質移動は、世界的普遍性を持たない悪行禁止の土台を掘り崩し続けるであろう。ヨーロッパ連合は、物質的移動と個々の国々で禁止することが不可能であることを示す驚嘆すべきテストケースである。人々の往来が高まるにつれ、密輸出入に携わる人々を取り締まるためのコストが増大する。マリファナがアムステルダムやジュネーブで大量に取引されていないのであるならば、パリやローマでそれを重大問題として扱うことはとても困難であろう。政策の多様性は、ソフト・ドラッグ、猥褻な図画、危険な政治思想であろうとなかろうと、他の国々が寛大に扱うものを効果的に禁止することを高価なものにする。均一の実在的な政策を持つ国際的な盟約は、禁止し続けることを望む国家の目標となるであろう。

もちろん、グローバル化が語られたとしても、多数の犯罪の発生率は、今後も存続するであろう文化的差異を反映し、また差異を示すであろう。男性対男性の暴力、異性間レイプの多様なパターン、武装強盗は、地域の文化状況にしたがつて発生率が大きく異なる犯罪である。

物質移動が高まつた場合、犯罪者の国際的往来はどのようになるであろうか。米国において、数年間にわたつて自由な州間移動が見られたにもかかわらず、街路犯罪ビジネスへの労働市場の転移と経済学者が呼んだことはほとんど見られなかつた。では、組織犯罪はどうであろうか。どの程度の、どのような種類の犯罪が国境を超えて経済機会に転移しているのかを示す先導的な指標として、再度、ヨーロッパ連合諸国に目を向けるのが適當である。麻薬、金融詐欺のような特定の類型の違法な企ては、街路犯罪と比べ遙かに転移し易いであろう。ここでもまた、犯罪の一般カテゴリーは、転移のパターンを予測するような種類の分析にとつて、著しく広範すぎるであろう。犯罪カテゴリー間の差異は極めて重要であろう。

刑事司法

ますます小さくなる世界における刑事司法はどうであろうか。刑事司法は、先進諸国の政府の行動が収斂することを予測できるいま一つの主要な活動領域である。もちろん、差異は先進諸国の中でも存続し続け、発展段階、地域、文化を横断する国家システムの著しい多様性において、社会統制と刑罰システムに極めて大きなギャップが存在するであろうが。

先進世界では、共通の規範的標準とテクノロジーの発展によつて、刑事司法の実務と標準が収斂するであろう。警

察活動と法廷証拠にとって、テクノロジーは共通のパターンを創り出すために規範的標準よりも重要である。刑務所と刑罰にとつて、規範的圧力はおそらく技術的な力よりも重要であろう。

テキサスあるいはブリスベンにおいて警察と刑務所が犯罪者に対して何をしているのかは、高度の移動性が見られるがために、諸外国の市民と政府の重大な関心事となり得る。テキサスにおけるラテンアメリカの国の出身者の死刑執行はメキシコと南米に暴動を引き起こす。オーストラリアでは、オーストラリア人が関係する場合、シンガポールやマレーシアにおける麻薬犯罪に対する死刑判決は最悪の事態を引き起こし、また、十代の米国人がむち打ちの刑に処せられた場合、米国のメディアは一ヶ月間高度の覚醒状態に向かう。しかしながら、各国の刑罰政策が他国の人々の関心事となるのは、外国人の处罚ばかりではない。各国の集団それ自体が共通の利益と機能をもつコミュニティーである点で、刑事司法手続、政策、刑罰における作法と公正さの最低基準は次第に重要になつていて。過去三十年間において、死刑に関する国境を横断するパターンは分極的収斂の驚くべき例であつた。先進世界では、大きな国力をを持つ国々の九割において、最近死刑が執行されたのは一九四六年である。その後、第二次世界大戦の敗戦国であるドイツとイタリアが死刑を廃止した。一九八二年までには、西欧諸国はすべて死刑を廃止した。カナダは一九七六年に、オーストラリアは一九六七年に、それぞれ死刑を廃止した。ニュージーランドでは、一九六〇年代初頭に死刑が廃止されたが、後に復活した。今日では、日本と米国だけが死刑を執行しているが、日本は減少傾向を示している。死刑はこの四十年未満の間に世界の半数の国々で廃止された (Zimring and Hawkins 1986; Hood 1996)。

今日のヨーロッパにおいて、トルコがヨーロッパ連合に加盟を望むならば、絞首刑を廃止しなければならない。ロシアがヨーロッパに帰属する野望において、死刑に対する愛情が問題となる。死刑を執行している国々の半数は、アジア、アフリカ、イスラム諸国に集中する。アムネスティ・インターナショナルによれば、中華人民共和国だけで

一九九〇年代の世界における死刑の執行数の八割を占める。

来る三十年間に絞首刑はどうなるであろうか。ヨーロッパにおける規範的収斂は今日では道徳的に正統派的慣行にある。米国では死刑執行が続いている。イタリア人とイギリス人は道徳的説得のために大西洋を横断して伝道者を送っている。私は日本がまもなく絞首刑の執行を停止する方に多額を賭けたい。

しかしながら、米国はどうであろうか。不可避に思われるが排反関係にある二つのシナリオが存在する。その一つは、三千五百人の死刑執行待機者を生み出し、一年に九十人を処刑する国内の政治権力が、まさに古いジョークにいわれる寝たい時にどんでも寝る五百ポンドのゴリラのように、支配し続けるであろうといふことである。トルコとは異なり、米国が参加しなければならないクラブは存在しない。

しかしながら、寛大な人権の歴史をもつ国で、近い将来、米国以外で犯罪者を処刑するであろう国も存在しない。先進諸国における死刑廃止の支配的な動向は、米国の国内における死刑執行政策を、アメリカの道徳的孤立にならって再度移行している米国最高裁判所のように、傑出した制度にしてしまう虞がある (Zimring and Hawkins 1986; Zimring 1999)。シャーリー・マックレーン (Shirley McClaine) が来世について腹心的に語るのと同様に、私がこの予測に閲して快活であるのが不可解であると考えるアメリカの専門家もいる。時がたてばわかる。

欧米では死刑執行は絶滅寸前の種であるのに対し、刑務所長はあまり遠くない将来に向けて十分に雇用されるであろう。刑務所は欧米諸国において主要な刑事制裁であり続ける。G7諸国について一九六〇年から一九九〇年の三十年間の動向を調査したところ、七ヶ国の中六ヶ国において全体的な拘禁傾向は見られなかつた。スタート時点での低かったG7の国々は増加し、スタート時点が高かつた日本とドイツは減少した。各国の拘禁が十万人当たり七十乃至八十人の平均レベルに収斂する」とが充分に証明された (Zimring and Hawkins 1997 at Table 2.2, p.31)。

一つの例外は、もちろん米国である。一九七三年には低い数値であった刑務所人口は、犯罪率が低下したにもかかわらず、五倍以上に拡大し、一九九〇年代末には毎年かつてないほど著しく増加した。約一九〇万の米国人が刑務所やジェイルに閉じ込められ、二五年間継続して増加しており、終わりが見えない。

米国において刑務所人口が大幅に減少するであろう見込みはほとんどない。拘禁に対する道徳的恥辱がなく、大部分の州はそれを支える余裕があり、米国の大半の政治家は、一九九〇年代半ばに見られた犯罪の減少は刑務所の急増の結果であると考える。このコンテクストで忘れられているのは、一九八六年以降の七年間に刑務所人口と暴力犯罪がともに増加したことである。

真に迫った問題は、米国に見られる趨勢が他の欧米諸国にも広まるかどうかである。政治的な機会がある。不法目的侵入はパース、ウェーリントン、パリではそれほど一般的ではない。右の政治家は即座に選挙で票になるものを捉える。イギリスのマイケル・ハウード (Michael Howard) は合衆国風のゲット・タフ政策の先導的実践者である。広まるだろうか。

私の答えは極めて可能性が高いというものである。しかしながら、米国における市民の恐怖の強さは、他の欧米諸国では聞かれない高率の殺人と強盗殺人の結果でもあり得る。私たちが行つた一九九〇年のニューヨーク市とロンドンの研究によれば、どちらも同じ財産犯罪でありながら、強盗と不法目的侵入において殺害された被害者は、ニューヨーク市はロンドンの五四倍であった。刑務所人口を増加させる政治的圧力が働き、欧米諸国において施設長の若干の増加が見られるであろうが、米国のパターンは何も変わらないであろうことが推測される。しかしながら、米国も後退もしないであろう。先進諸国は二一世紀を極めて異なる拘禁率でスタートを切り、少なくとも一世代の間はその差異は変わらないであろう。

刑事司法政策を収斂させる他の大きな力は、情報とレトリックの国際的な流れである。その一部を成すのが、警察と裁判における最善の実践として国際的に知られる技術の移動である。ロサンゼルスで DNA が重要になった二年以内にシドニーでも重要になる。この国際的流れのいま一つは趨勢とスタイルの伝達である。刑事司法における今年の流行は、今年流行のスカートの長さとほとんど同じ速さで、パリからバースに伝わる。

テクノロジーと優先性の国際的伝達について、ローカルな一例を上げさせていただきたい。私が最後にここを訪れた一九八一年には、一九九九年と比べ、高いアルコール血中濃度でベースの町を自動車を乗り回すことはそれほど危険なことではなかつた。ノルウェー、スウェーデン、米国はこの問題で非難を受けることになる。一九六六年以降二十年間にわたつて、飲酒運転と事故、執行戦略と結果に関するデータは先進世界の態度と優先性を変えた (Laurence et al. 1988 at 371-384)。その結果、飲酒運転取締法の執行は先進世界のどこにおいても高い優先性が与えられ、これによる公衆の利益は極めて大きいことが広範に認められている。

刑事司法政策の新機軸に対する国際的関心はまつたく良い知らせあるいは道程ではない。時々に、今年の流行は科学とは全くかけ離れた主張に基づいていることがある。しかしながら、これらはより小さくなる世界に生きる時に避けがたい危険である。

財産と収入の不平等が拡大とともに、きっと間違いなく、産業としての安全、総安全費用のパーセンテージの増加としての非政府的な安全の増加が強調されるであろう。民間の安全への投資の大部分は、犯罪を防止し犯罪のリスクを再配分する防犯カメラ、監視者、番犬、アラーム・システムのような予防活動に集中する。安全の適度な増加は悪いことではない。それはポスト産業経済におけるかなりの非熟練労働を供給する。しかしながら、状況を規制し、民間予防機関の権力を抑制することが、次第に刑事司法政策の重要な局面となつてゐる。そして、民間によつて安全

が守られることは度を超えることは、社会的不機能の徵候であり、その不機能の一原因となる。

予防に更に拍車をかけるのは、大規模な社会構造が破壊的個人や集団に対して傷つき易いことである。満員のジャンボジェットは個人的あるいは政治的復讐に携わる個人あるいは集団にとって十億ドルのターゲットである。テロリズムと呼ばれるもの以外のいかなる話題も国際協力に動機を与えず、テロリストに対する傷つき易さ以外のいかなる見通しも安全のための犠牲に動機を与えない。金属探知機が設置されていることによつて、空港や裁判所は米国において唯一銃器の無い場所となつてゐる。過去二〇年間における航空機による運輸の安全はほとんど神秘に近い成功をおさめている。これについて技術的な理由はない。しかしながら、不完全なシステムであつても、ハイジャックや爆弾事件の発生率は極めて低く抑えられているように思われる。

新しいテクノロジーや新しいコミュニケーションの発達によつて、もちろん、新しいハイテク犯罪や犯罪予防方法が登場するであろう。しかしながら、大部分の場合、新しいテクノロジーは同様の旧来の犯罪に新たな環境を提供するだけである。インターネット上のスペイン人受刑者のように、すでに誰かが信用詐欺を働いてゐると思われる(Leff, 1976)。

発展途上国における犯罪と刑事司法

ほとんど充分に発展した国々を近い将来への旅からわきに押しのけることは、驚くほど巧妙な处置である。なぜなら、そうすることによつて、地球の全人口の八五%を「より小さくなる惑星」の将来の動向に関する議論から排除することになるからである。私が指摘するテクノロジー、貿易、国際的な規範標準における動向は、縮小しつつある惑

星上のすべての国家に深遠で類似した影響を及ぼさないのであろうか。

この疑問に対する私の答えはかなりの重さを持つて「イエス」である。私が指摘したなにもかもが小さなサークルの先進諸国の領域を超えて多大な影響を及ぼすであろう。予測の問題に関して、先進世界の政府と社会の強さと継続性について進んで作り上げた一定の仮説は、発展が不充分な国々に必ずしも常に当てはまるわけではない。一九九五年にメキシコを襲ったようなタイプの大規模な不景気の影響、あるいは、一九九七年にインドネシアを覆ったタイプの破壊は、社会的政治的構造を破碎し、犯罪と犯罪統制における大規模な動搖を導く。政治的不安定は即座に寛大さと適法性の最低基準に向かう退化をもたらし得る。刑事司法システムは常に一般社会の運命に対する人質である。

私の推測は、開発途上国の国々における進歩と環境が良ければ良いほど、ますますそれらの国々の犯罪問題が先進諸国の犯罪問題に類似するようになり、政府の応答もますます類似し健全なものになるというものである。グローバル化が来る三十年間に順調に進むならば、犯罪とその統制に関する発展途上国と先進諸国の区別は時間の経過とともにその重要性を減じるであろう。しかしながら、主要な問題はより安定して繁栄した近隣よりも発展途上国の諸制度により重くのしかかるであろう。

少し専門の仕事の話をして、この研究を終わらせたい。これらすべての未来予測は、暫くの間仕事の実践を計画する犯罪学者にどのような主要なメッセージをもたらすべきであろうか。私が予測する二〇二五年の世界では、専門職はもはや比較犯罪学や他の種類の犯罪学に分割することはできない。他の種類の犯罪学は存在しない。

私たちは皆比較学者である。そして、この主要な真実は、合衆国の多数の同僚よりも、小さな国々で実践するあなたがたに遙かに容易に当てはまる。オーストラリアとニュージーランドの犯罪学者であることには、相対的に重要な利点がある。より小さな国に住むことによって、皆さんはより小さな惑星における犯罪学を実践する先頭に立つてい

References

- Hood, Roger. 1996. *The Death Penalty: A World-Wide Perspective*. Second Edition. New York: Oxford University Press.
- Leff, Arthur. 1976. *Swindling and Selling*. New York: The Free Press.
- Laurence, Michael, John Snortum and Franklin E. Zimring, eds. 1988. *Social Control of the Drinking Driver*, Chicago: University of Chicago Press.
- Zimring, Franklin E. 1999. "The Executioner's Dissonant Song: On Capital Punishment and American Legal Values." In Austin Sarat, ed., *Killing State: Capital Punishment in Law, Politics, and Culture*. New York: Oxford University Press.
- Zimring, Franklin E. and Gordon Hawkins. 1986. *Capital Punishment and the American Agenda*. New York: Cambridge University Press.
- Zimring, Franklin E. and Gordon Hawkins. 1997. *Crime Is Not the Problem: Lethal Violence in America*. New York: Oxford University Press.

販賣あんがく

本稿は、一九九九年九月二十一日田舎町立図書館にて撮影された。著者・竹村一郎は、二〇〇〇年九月二十二日、第十四回オーストラリアン・アンド・ニュージーランド犯罪学会年次会議（The 14th Annual Conference of the Australian and New Zealand Society of

Criminology) のプレナリー・セッションにおけるプレゼンテーション・ペーパーに加筆・修正した原稿 (Crime, Criminal Justice, and Criminology for a Smaller Planet: Some Notes on the 21st Century) を訳出したものである。著者のフランクリン・ジミング (Franklin E. Zimring) 教授博士は、世界的に著名な犯罪学者で、世界中を飛び回って活躍されている。会議の時には直接語をすむ機会が得られなかつたが、後にメールにてペーパーの翻訳をしたる旨伝えたといふ、御快諾いただき訳出する次第である。その後、一九九九年一月にカナダのトロントで開催されたアメリカ犯罪学会年次大会 (51st Annual Meeting of American Society of Criminology) で教授博士とお会いし話をすねん」とができたが、日本には親しみを感じ、また、最近の日本の犯罪ならびに刑事司法の状況についても関心をもたれている様子がうかがえた。

なお翻訳の申し出に御快諾いただいたズイムリンク教授博士に謝意を表したい。

(たけむら のりよし・本学法学部助教授)